

手稲区地域魅力発信支援事業 実施要領

（目的）

第1条 区の魅力発信において、比較的若い世代の興味や共感を喚起するため、地域住民ならではの発想や視点を反映し、当該世代に向けて効果的な魅力発信を行う。

（実施体制）

第2条 本事業に参加を希望し手稲区長（以下「区長」という。）に任命された者（以下「メンバー」という。）で構成する「魅力PRチーム」を設置する。

メンバーは第3条に規定する取材活動及び区公式 Instagram アカウントでの投稿案の作成等を行い、手稲区総務企画課広聴係が投稿案の確認及び投稿のほか、アカウント運用をはじめとした本事業の運営全般や庶務を担うものとする。

（活動内容）

第3条 メンバーは、区公式 Instagram アカウントを通じて、本事業の趣旨に沿った内容の情報発信を行う。

なお、発信する内容に関して、次に掲げる事項の内容の発信は原則不可とする。

- (1) 特定の営利活動の直接的な宣伝や広告活動とみられるおそれのあるもの
- (2) 宗教的活動や政治的活動とみなされるもの
- (3) その他、公益性や公平性を損なう等の区長が不適当と認めたもの

（参加要件）

第4条 メンバーは、本事業の趣旨・目的に賛同し、次のいずれかに該当する個人のうち、区長が任命する者とする。ただし、暴力団員による不当な行為の防止に関する法律に定める暴力団員または暴力団員と密接な関係を有する者は、次のいずれかに該当していても参加は認めないものとする。

- (1) 満18歳から満49歳までで、手稲区内に居住する者又は区内に通学、通勤する者若しくは事業を営む者
- (2) その他区長が特に必要と認める者

（任命）

第5条 区長は、第4条の要件を満たす者から申込があった場合において、誠実さや責任感、協調性や地域への貢献意欲、健康面等の要素を総合的に勘案

し、任命を行うものとする。

(活動期間)

第6条 メンバーの活動期間は、任命を受けた日から1年間とする。ただし、区長が特に必要と認める場合及び本事業が終了する場合はこの限りでない。

(活動費用)

第7条 上記活動に係る報酬は支給しないこととする。

(任命の取消)

第8条 区長は、メンバーが次のいずれかに該当すると認める場合に、任命を取り消すことができる。

- (1) 公序良俗や法令等に反する行為、本要領の規定から逸脱する行為があったと認められる場合
- (2) 正当な理由なく長期間にわたり活動に参加しない場合
- (3) その他、区長が活動を続けることが困難と認めた場合

(責任)

第9条 メンバーが本要領に規定する活動の範囲を著しく逸脱したこと等により生じた事故等の損害について、手稲区は一切の責任を負わないものとする。

(その他)

第10条 この要領に定めるほか、本事業の実施に関して生じる問題点は、必要に応じて手稲区とメンバー双方が協議し、処理すること。

附 則

この要領は、令和7年6月4日から施行する。